平成２２年（フ）第３０６８号
福岡市早良区四箇田団地28番302号
債務者　別所　毅彦
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０７１号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵132番地74
債務者　田中　　幸
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０７３号
福岡市早良区荒江２丁目16番10―306号
債務者　土谷　富男
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０７７号
福岡市中央区荒戸２丁目２番32―303号
債務者　中ノ子善徳
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０７８号
福岡市中央区荒戸２丁目２番32―303号
債務者　中ノ子純子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０９４号
福岡県太宰府市三条２丁目14番５号
債務者　古瀬由美子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１００号
福岡市博多区昭南町３丁目４番９―401号
債務者　田中　清美（旧姓岡野）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１０５号
福岡市東区筥松１丁目12番10―105号
債務者　元倉富士夫
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１２１号
福岡市南区寺塚２丁目27番21号
債務者　百々　勁史
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１３１号
福岡県糟屋郡志免町別府４丁目13番５号
債務者　牛房眞由美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１４４号
福岡市中央区警固２丁目２番28―1312号
債務者　松本　宏美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１４８号
福岡市南区寺塚１丁目12番17号
債務者　山本　啓子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１６２号
福岡市中央区平尾２丁目10番５号
債務者　山田　博史
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１７１号
福岡市西区下山門団地26番206号
債務者　楢崎美智子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１７６号
福岡市博多区新和町１丁目９番23―104号
債務者　豊田　　薫
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１７８号
福岡県糟屋郡粕屋町若宮２丁目10番38号
債務者　小野　千秋（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２０５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲645番地３
債務者　上野　裕司
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２１８号
福岡市南区大池１丁目15番15号
債務者　内田　逸子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２２７号
福岡市博多区吉塚８丁目２番５―302号
債務者　隈部　久美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部